

## 第1回山口県障害者差別解消条例検討委員会におけるご意見について

### 1 条例制定済みの県における条例改正の予定について

○ 条例制定済みの県では、障害者差別解消法改正を踏まえて条例を改正すると思うが、どのような改正をするのか情報はるか。

⇒ 各都道府県に照会したところ、事業者による合理的配慮の提供の努力義務に係る規定については義務規定への改正を検討しているが、その他については、国の基本方針の改正を待って条例改正の必要性を検討したいとするものが多い状況です。

### 2 紛争解決のための体制について

○ 障害者差別解消法第12条では、主務大臣は事業者に対し助言、指導、勧告をすることができるかとされているが、条例に規定すれば、主務大臣ではなくても、あっせんや勧告ができるのか。

⇒ 国の基本方針において、地域の実情に即した条例（上乘せ・横出し条例を含む。）を新たに制定することも制限されることはない旨、規定されており、県であっせんや勧告等を行うことは可能と考えられます。

○ 障害者差別解消法第14条では、国及び地方公共団体は紛争の解決を図ることができるよう必要な体制整備を図るものとされているが、労使紛争の調整において国と県の役割分担が決まっているように、障害者差別に係る紛争解決についても、国と県で役割分担があるのではないかと。県が条例で定めようとしている紛争解決機関で対応可能な範囲を整理した上で、条例の検討に入ることが必要ではないか。

⇒ 法による規定のほか、紛争解決に関する国と地方の役割分担について、整理はされていません（内閣府・障害者施策担当に確認済）。

現状、条例で定めるあっせん、勧告等については、法に規定する主務大臣による指導、勧告等とは別に、障害者にとってより身近な地域において紛争解決を図る仕組みであると考えられます。

【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第1の2（抜粋）

#### （3）条例との関係

地方公共団体においては、近年、法の制定に先駆けて、障害者差別の解消に向けた条例の制定が進められるなど、各地で障害者差別の解消に係る気運の高まりが見られるところである。法の施行後においても、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乘せ・横出し条例を含む。）については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。